



# 盛岡市地域みらい農業人材支援事業 (農業用機械・施設等の補助)

## 令和8年度募集を開始します



- ・修繕費にも活用いただけます！
- ・小規模な経営でも活用いただけます！
- ・今年度からスマート農業機器等も対象になります！

### 補助内容

| 補助対象メニュー |                     | 補助率  | 補助上限                     |
|----------|---------------------|------|--------------------------|
| ①        | 農業用ドローンの購入費         | 2分の1 | 1台につき60万円                |
| ②        | 農業用ドローンオペレーター講習の受講料 |      | 1名につき15万円                |
| ③        | 遠隔操作等草刈機の購入費        |      | 1台につき60万円                |
| ④        | その他スマート農業機器の購入費     |      | 1台につき50万円                |
| ⑤        | その他の農業用機械・施設の購入費    |      | 認定農業者20万円<br>その他の農業者10万円 |
| ⑥        | 農業用機械・施設の修繕費        |      |                          |

- ※1 ①～③は、補助対象者あたり2台(名)までが限度です。  
 ※2 ④は、補助対象者あたり1台までですが、同一の機器を導入する場合2台までが限度です。  
 ※3 ⑤は、中古(残存耐用年数2年以上)を含みます。  
 ※4 ⑤～⑥は、1件10万円以上の事業が対象です。

### 申請期間

令和8年5月1日(金)～5月29日(金) 17時まで (必着)

### 申請方法

盛岡市公式ホームページに掲載される交付申請書に、必要書類を添えて申請してください。(右の二次元コードからアクセスできます。)



#### 【申請・相談先】

窓口：盛岡市役所 農林部農政課 経営支援係  
 住所：〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎  
 電話：019-613-8458

※玉山地域の方は、玉山総合事務所産業振興課でも受付しております。

交付の要件、スケジュールは裏面をお読みください

# 交付要件

## 1 必須要件

頑張る農家さんを  
応援します!!



詳しくは、HPに掲載される要綱を御覧ください。

- (1) 補助を受けた翌年度から4年間は農業経営を継続することについて強い意欲を有している方
- (2) 市内に住所（法人の場合は主たる事業所等）を有する個人又は法人
- (3) 市内の農地を10アール以上耕作している方
- (4) 令和7年に農作物の出荷又は販売実績がある方
- (5) 国や県等の支援事業の活用の見込みがない方
- (6) 補助対象メニュー⑤及び⑥の場合は、令和7年の農業所得が次のいずれかに当てはまる方
  - ア 認定農業者で200万円以下
  - イ ア以外で50万円以下
- (7) 親元就農給付金又は経営開始資金の交付を受けていない方
- (8) 市税を滞納していない方

## 2 加点要件（予定）

予算を超える応募があった場合は、加点要件によるポイントが高い方から順に交付を決定します。

- (1) 補助実施の緊急度（経営面積、現有機械の経過年数）
- (2) 条件不利地での営農（傾斜、小区画）
- (3) 補助事業の活用機会（過去の機械等補助事業の活用歴）

## 交付の流れ

申請前や交付決定前に着手した取組は、補助の対象にできません。

申請期間  
5月1日～5月29日

交付決定  
～7月上旬頃

事業実施  
(発注)

完了報告  
令和9年3月末まで

完了検査  
(写真撮影)

補助金交付